

## 明石市建築基準法施行細則(抜粋)

### (建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第16条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)でその敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつその面積が500平方メートル以下のもの
- (4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル(間隔が一定しない場合にあつては、その平均値とする。以下この条において同じ。)以下の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(第3号及び第4号に規定する道路の間の敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上が、これらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地でその面積がこれらの角又は間隔にかかる前各号に規定する面積の和以下のもの
- (8) 公園、広場、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの